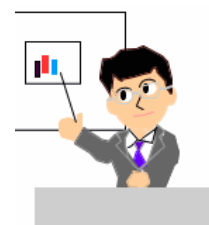


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.2 (平成20年8月号)



発行 高橋会計事務所(偶数月発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビル E号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

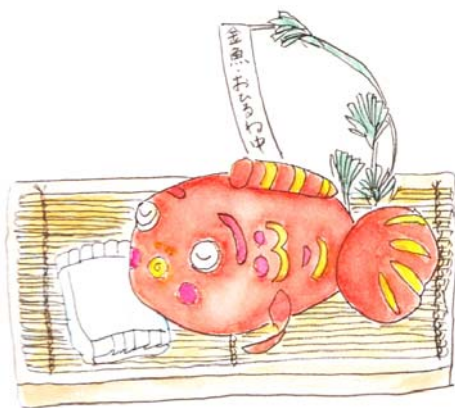
Topic

▶ 新リース会計基準ってナンダ？

以前お知らせしたように、この春からリース取引に関する処理方法が変わっています。

従来のリース取引に関する会計処理は、実質的には資産の取得であっても賃貸借処理(損益計算書にリース料を計上するだけの処理)が認められていました。

しかし現状では大部分のリース取引は「実質的には資産の取得」にあたり、実態にそぐわないなどといった観点から、今後はそれらのリース契約については売買処理とすることとされました。



▶ 消費税は要注意

消費税はこれまで支払った都度、支払った分だけを課税仕入れにしていたのですが、改正後は取得時にリース料総額を課税仕入れとします。

消費税の計算方法は対象の期が始まる前に選択しなければなりませんから、注意が必要です。

リース料総額が大きければ、その年度は課税仕入れが多くなり、本則課税が有利になるケースも出てくるかもしれません。

▶ 法人税額は変わらない

こちら車を買ったときなどと同じように、リース開始時にリース料総額を資産計上のうえ、減価償却していきます。

改正前と後で年間の損金計上額は変わりません。今まで「地代家賃」等で処理していたところが「減価償却費」に変わるだけです。

もちろん、法人税等の額も改正前と後で変わることはありません。

Column

松下幸之助式 "ダム式経営" のはなし

松下幸之助氏の提唱した"ダム式経営"というものがある。

ダムが満々と水を蓄えているがごとく、余裕のある経営をいうらしい。

では、その"ダム式経営"を実践するにはどうすればよいか？

幸之助氏答えて曰く「知りませんな。でもそのような余裕のある経営が必要だと思わな、あきませんな」

ガッカリしてはいけません。

何事もそうなると思うことにより、目標が明確になり目標達成のための創意工夫が生まれる。

ダムの蓄えをもって余裕のある経営をするには、"ダム式経営"をしようと決めることが第一歩ということらしい。



連載記事 ➡

変動損益計算書を読む 第二回

会社の経費には、お金のでていく経費とお金の出ていかない経費に分けられます。

お金の出ていかない経費には、減価償却費や各種引当金の繰入額などがあります。

② 経費にはお金の出ていかない経費がある

編集後記

暑い日が続きますが夏バテなどしていませんか？

夏の空にモクモクと育った入道雲、上のほうは氷点下 60 度にもなって、氷の粒がごろごろしているそうです。

さしずめ、空に浮かんだ巨大なかき氷。

そう考えて見上げれば少しは涼しくなるかも・・・？

山本